

伊佐市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 平成27年2月20日(金) 午前9時00分から10時30分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室
3. 出席委員 (19人)

会 長	21番委員			
会長職務代理者	20番委員			
委 員	1番委員	2番委員	3番委員	4番委員
	5番委員	6番委員	8番委員	9番委員
	10番委員	11番委員	12番委員	13番委員
	14番委員	15番委員	16番委員	17番委員
	19番委員			

4. 欠席委員 (1人)
欠席者 18番委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (6番委員) (8番委員)

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「非農地証明願」について

議案第7号「農業委員会等に関する法律第6条第3項」による建議について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長 農地振興係書記

開始時間 午前9時00分

事務局長 おはようございます。只今より、平成26年度第11回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
本日は、18番委員から体調が悪い為欠席届が出されております。
本日の出席人員は19人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
6番委員と8番委員に、お願いをいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について報告を求めます。
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号、農業生産施設届報告についてお願いします。

事務局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。
資料の1～9ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が25件ありましたのでご報告いたします。

報告第2号 農業用生産施設届けについて事務局で今月9日に現地調査を行いましたのでご報告いたします。

整理番号1番の申請者は伊佐市大口目丸、自治会下目丸に居住されておりますHMさん85歳であります。

申請地は、伊佐市大口目丸字目丸の畑で地積は920㎡のうち60㎡であり、農地法施行規則第32条第1号（農地の転用の制限の例外）に基づく農業用生産施設届出であります。

HMさんは畑1,472㎡を耕作しておりますが今回の申請は昭和55年3月に先に農業用倉庫を建築したことによる始末書添付の届け出となっております。

今回申請は面積が200㎡以下ですが、もし今後増築をする場合に200㎡を超える場合は転用許可申請するように指導及び本人確認はしてあります。

以上のような理由により、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。

議長 報告が終わりました、委員の皆さん質問はありませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号、経営基盤強化促進法農地利用集積計画に係る意見決定のうち所有権移転分について説明いたします。
それでは、23-1ページの総括表をお開きください。
期間は3年から10年2カ月で、面積は、田、131,764㎡、畑、21,871㎡の合計153,635㎡です。
利用権の設定をする者の数38人、設定を受ける者の数27人です。
土地の明細につきましては、10ページから23ページの整理番号1番から42番のとおりです。
皆様のご審議方、よろしく願いたします。

議長 只今事務局の報告が終わりました。
委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

整理番号1番・2番については関連がありますので、一括して担当委員の調査報告を求めます。

14番委員。

14番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番・2番について、去る2月13日に現地調査を行いました、譲り受人が同一ですので一括して14番が報告いたします。

整理番号1番の譲渡人KNさんは、霧島市国分府中町に居住され、年齢は63歳であります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字矢房、他3筆で、地目は田、地籍は合計4,007㎡で、所有権移転贈与であります。

申請地の所在地は、伊佐石油より南へ約500m位の所に4筆点在しており周囲は田んぼであります。

整理番号2番の譲渡人KHさんは、神奈川県泰野市渋沢三町目に居住され、年齢は57歳であります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字矢房、他4筆で、地目は田、地籍は合計1,585㎡で、所有権移転贈与であります。

申請地の所在地は、伊佐石油より南へ約300m位の所に4筆点在しており周囲は田んぼであります。

譲受人KTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は前目下で、年齢は29歳であります。

受人の経営面積は、整理番号1番・2番を合計しますと5,592㎡でありますので、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、現状は良く管理された農地です。

経営意欲もあり、農機具等は今回おじが離農されましたので一式農機具を譲りうけるそうです。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終ります。

議長 14番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番・2番について、14番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番・2番は、許可が決定しました。

議長 整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。
12番委員。

12番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、去る2月13日に現地調査を行いましたので12番が報告いたします。
受人で申請人YYさんは、伊佐市菱刈前目地に居住され、自治会は本町、年齢は70歳です。
渡人のYHさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は下名、年齢は61歳です。
申請地は、伊佐市菱刈前目字下水流、地目は田、地籍は2,994㎡で、所有権移転売買であります。
受け人の経営面積は8,754㎡で、取得可能面積であります。
農業従事者は2名で、通作距離は自宅より1,500m位置し、現況は良く管理された水田であります。
経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。
以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終わります。

議長 12番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号3番について、12番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号3番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。
16番委員。

16番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る2月13日、本人立会のもと現地調査いたしましたので16番が報告いたします。

受人SKさんは、伊佐市大口下殿に居住され、自治会は高津原、年齢は87歳です。

渡人KTさんは、鹿児島市新照院町に居住されています。

申請地は、伊佐市大口下殿字高津原で、地目は田、地籍は944㎡、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は16,970㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅の西側50mであり、良く管理された水田であります。

経営意欲はあり、息子さんが鹿児島市におり田植え・稲刈りは帰って来て手伝うそうです、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議 長

16番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございませんので、お諮りします。
整理番号4番について、16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号4番は、許可が決定しました。

- 議 長 整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。
8番委員。
- 8番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号5番について、去る2月15日に現地調査を行ないましたので8番が報告をいたします。
申請人で受人のNTさんは、伊佐市大口青木に居住され、自治会は上青木中、年齢は62歳です。
渡人NTさんは、伊佐市大口青木に居住され、自治会は上青木中、年齢は85歳です。
申請地は伊佐市大口青木字砂取ノ下、地目は畑、地積は1,398㎡他3筆の地目は田、地積合計は3,725㎡、親子の所有権移転贈与があります。
申請地は畑が大口東小学校から東に約600mで、現在は何も作付されていませんでした。
田んぼは北さつま農協東支所より北に約800m位に位置し良く管理された農地で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
添付書類として全部事項証明書・字図等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 8番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号5番について、8番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。
1番委員。

- 1 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番について、去る2月11日にKTさん立会のもと現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。
- 受人は、湧水町木場に居住のKTさんであります。
- 渡人は、横浜市戸塚区戸塚町居住のIKさんであります。
- 申請地は、伊佐市菱刈川南字十二和石、地目は畑、地籍は204㎡で、受人の経営規模拡大で、所有権移転売買あります。
- 申請地は、築地橋を渡って南へ800m位の所で、現況は良く管理された畑であります。
- 通作距離は湧水町自宅より15分位の所です。
- 受人の経営面積は湧水町の耕作証明書で8、769㎡、取得可能面積であります。
- 経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
- 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。
- 添付書類として、全部事項証明書、住民票、耕作証明書、字図等が添付されております。
- 以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 1番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございませので、お諮りします。
1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませ。
- (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号6番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めませ。
11番委員。
- 1 1 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番について、去る2月6日に現地調査を行いましたので11番が報告いたします。

申請人 S S さんは、伊佐市菱刈川北に居住され、自治会は湯ノ尾、年齢は 29 歳です。

渡人の S T さんは、始良市加治木町新生町に居住されており、申請者のおじさんであります。

申請地は、伊佐市大口針持字土橋、地目は畑、地籍は 468 m²で、所有権移転売買であります。

受け人の経営面積は、議案第 1 号の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画で 6,157 m²許可されましたので 468 m²を合計し 6,625 m²で、取得可能面積であります。

農業従事者は 2 名で、通作距離は、今自宅を建設中の隣になります。

現況は良く管理された畑であります。

経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終ります。

議 長

11 番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

整理番号 7 番について、11 番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号 7 番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号 8 番、9 番については関連がありますので一括して、担当委員の調査報告を求めまます。

9 番委員。

9 番 委 員

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号 8 番、9 番については、去る 2 月 16 日現地調査いたしまます。

整理番号の 8 番と 9 番は所有権交換で有りますので一括して報告いたしまます。

整理番号8番の申請人で譲受人NYさんは、伊佐市大口小川内に居住、自治会は小川内、年齢は53歳です。

譲渡人KMさんは、佐市大口小川内に居住、自治会は小川内、年齢は79歳です。

申請地は、大口小川内字柳野平、地目は田、地積は670㎡他1筆で798㎡、所有権移転交換されるものであります。

受け人の経営面積は8,201㎡で取得可能面積であります。

農業従事者は5名で、通作距離は200m位で現況は良く管理された農地で、経営意欲はあり水稻、野菜、生産牛16頭で、農機具等は完備されております。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

次に、整理番号9番は、申請人KMさんは、佐市大口小川内に居住、自治会は小川内、年齢は79歳です。

譲渡人NYさんは、伊佐市大口小川内に居住、自治会は小川内、年齢は53歳です。

申請地は、大口小川内字柳野平、地目は田、地積は938㎡で、中村さんの方による要望で所有権移転交換されるものであります。

受け人の経営面積は6,475㎡で取得可能面積であります

農業従事者は2名で、通作距離は20m位で現況は良く管理された農地で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

受け人の経営面積は7,578㎡で取得可能面積であります。

受け人の理由は規模拡大であり、また譲渡人の要望での所有権移転交換であります。

NさんとHさんとの面積の差額分につきましては、お互いに協議済みです。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので許可相当と思われませんが、皆様方の審議をよろしく願いしまして、私の報告をおわります。

議長

9番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りします。

整理番号8番、9番について、9番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議 長 全員挙手。
よって整理番号8番、9番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号10番について、担当委員の調査報告を求めます。
2番委員。
- 2番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号10番について、去る2月13日に現地調査を行いましたので2番が報告いたします。
申請人SKさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、自治会は園田、年齢は26歳です。
渡人NKさんは、伊佐市大口大田に居住され、自治会は大田、年齢は69歳です。
申請地は、伊佐市大口大田字稻荷ノ後で、地目は畑、地籍は544㎡、所有権移転売買であります。
受人の経営面積は59,887㎡で、取得可能面積であります。
農業従事者は5名で、通作距離は自宅より5キロ位であります。受入牛舎の横に位置しており現況は良く管理された農地であります。
経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 2番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということございませすので、お諮りませす。
整理番号10番について、2番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませす。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号10番は、許可が決定ませました。
- 議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定につい

て、申請件数10件について、10件の許可が決定しました。

議案第3号

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外の申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
16番委員。

16番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外の申出の意見決定について、整理番号1番について、去る2月13日に、会長、5番委員・16番委員で共同調査をいたしましたので、16番が報告いたします。

申請人TSさんは、伊佐市大口下殿に居住され年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市大口川岩瀬字水道、地目は田、地籍371㎡他3筆、地籍合計1,670㎡で2295番地あります。

除外申請理由は、高齢のため耕作出来なく放置したままで原野化してしまったの事でした。

申請後は、山林として管理して行きますとの事でした。

申請地の入口から田んぼがあるのですが、長い間作付けが無く猪がところどころ出没している状態です。

申請地の南、北、西は山林、東は原野です。

以上の様な理由のより3委員で協議した結果、除外にかかわる要件をすべて満たしていると判断いたし、除外はやむをえないと判断した。

添付書類として、事業計画書、変更申請書、字図、全部事項証明書、その他必要書類がすべてそろっています、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議長 16番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
16委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 同様に議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更の申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

11番委員。

11番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更用途区分変更の申出の意見決定について、整理番号1番について、去る2月13日に、申請人立会のもと14番委員、15番委員、私11番委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番委員が報告いたします。

申請人NHさんは、伊佐市菱刈川北にお住まいで、自治会は築地下、年齢68歳、農業であります。

申請地は、伊佐市菱刈川北字郷原、地目は田、面積3,137㎡であります。

用途区分変更の目的で有りますけど、牛舎及び資材置き場で有ります。

牛舎建設のため平成25年11月7日に上記申請地3,137㎡のうち190㎡を農業施設用地へ用途変更しております。

今後経営規模を拡大するにあたり牛舎の増設が必要で有り、また農業用資材置き場としても活用したいとので、今回全体で用途変更申請するもので有ります。

申請地の位置は、築地交差点より西に200m位に位置しており、現況は一部牛舎と転作田で有ります。

申請地の北、南・東、西側は水田で有り周囲の用水路及び排水路は完備されております。

申請地は農地の外周部に位置しており用途変更することで、周囲の農地におよぼす影響はないものと思われま。

添付書類として、事業計画書、変更申請書、字図、全部事項証明書、その他必要書類がすべてそろっています。

調査の結果当申請は、3名で協議した結果、用途区分変更にかかわる要件をすべて満たしていると判断いたし、用途変更はやむをえないと思いましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。

議長 11番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。
1 1 委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定について、除外申請件数1件について、意見の決定1件、変更用途区分変更申請件数1件について、意見の決定1件が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

8番委員。

8 番 委 員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について去る13日に、申請人SOさん立会のもと、私8番と13番委員、18番委員、で共同調査を行いましたので報告いたします。

申請人SOさんは、伊佐市大口青木に居住、年齢は51歳、自治会は下青木であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口青木字西屋敷、地目は田、面積は935㎡で、大口東小学校より東へ約700mに位置し、現地は転作田であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

転用目的は、太陽光発電施設を建設されるものであります。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は168枚、太陽光発電量は約43kwを予定しているそうです。

周囲の農地等への支障としましては、申請地の東は畑、南は田、西は田、北は一般住宅の空き家で有り問題はないと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、見積書、事業計画書、融資証明書、経済産業省の再生可能エネルギー発電施設の認定書、工事費負担金請求書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長 8番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
8番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。
15番委員。

15番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番について去る2月13日に、行政書士Uさん立会いのもと、11番委員、14番委員、私15番委員で共同調査を行いましたので15番が報告いたします。

申請人は、鹿児島市谷山中央2丁目にお住まいの、ASさん団体職員であります。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈南浦字竹下、地目は畑、面積は459㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

転用目的は、太陽光発電施設を建設されるものであります。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は339枚、太陽光発電量は約48.3kwを予定しているそうです。

申請地は、本城川南線の本城保育園の手前で、現況は何も作付されていない畑です。

東は原野、南は住宅、西は連絡道路、北は用水路であり問題はないと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、見積書、事業計画書、残高証明書、経済産業省の再生可能エネルギー発電施設の認定書、工事費負

担金請求書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長

15番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
15番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号2番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数2件については、意見の決定並びに許可及び諮問2件が決定しました。

議案第5号

議 長

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
10番委員。

10番委員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号1番について、去る2月13日に申請人の代理人行政書士T氏立会いのもと、1番委員、17番委員、私10番委員で共同調査いたしましたので10番が報告いたします。

受人KR氏は、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は77歳で、自治会は千鳥であります。

譲渡人NA氏は、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は64歳で、自治

会は千鳥であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は自宅への通路であります。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈徳辺字狩迫他1筆で、地目は畑、面積は135㎡であります。

申請地の状況は、ここ数十年KRさんの通路として使用されております。

今回隣接地に太陽光発電施設が設置される事になり、現地測量をしたところNA氏の申請地に通路があり、N氏が譲って良いよと言う事で今回の申請に至っております。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は山田温泉の交差点から北へ約200mに位置しており、周囲の状況は、北側は今回申請してあります太陽光発電申請地、東側は国道、西側は山林、南側は今回申請者の宅地となっております。周囲に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、事業計画書、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状、始末書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長

10番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

10番委員の調査報告のとおり、意見並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。

1番委員。

1 番 委 員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番について、去る2月13

日に申請人の代理人行政書士T氏立会いのもと、10番委員、17番委員、私1番委員で共同調査いたしましたので1番が報告いたします。

受人は、福岡県糟屋郡宇美町障子岳南四丁目の株式会社E代表YT氏であります。

譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺にお住まいのNA氏です。

もうひとりの方は、伊佐市菱刈徳辺にお住まいのKR氏で、2名とも自治会は千鳥であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設を建設されるものであります。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈徳辺字狩迫他2筆で、地目は畑、面積は合計689㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は220枚、太陽光発電量は約49.5kwを予定しているそうです。

申請地の所在地は山田温泉の交差点から北へ約200mに位置しており、周囲の状況は、北側は今回申請してあります太陽光発電、東側は国道、西側は畑、南側は今回申請者の宅地となっております周囲に与える影響はないものと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、見積書、事業計画書、残高証明書、経済産業省の再生可能エネルギー発電施設の認定書、工事費負担金請求書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終わります。

議 長

1番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
1番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長

整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
17番委員。

17番委員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号3番について、去る2月13日に申請人の代理人行政書士T氏立会いのもと、1番委員、10番委員、17番委員で共同調査いたしましたので17番が報告いたします。

譲り受人は、神奈川県川崎市中原区の株式会社I代表取締役SK氏であります。

譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺にお住まいのNA氏で、自治会は千鳥であります。

もうひとりの方は、伊佐市菱刈徳辺にお住まいのKR氏で自治会は千鳥であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設を建設されるものであります。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈徳辺字狩迫他1筆で、地目は畑、面積は合計932㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は216枚、太陽光発電量は約54kwを予定しているそうです。

申請地の所在地は山田温泉の交差点から北へ約200mに位置しており、周囲の状況は、南側は今回申請してあります太陽光発電、東側は国道、西側は畑、北側も畑となっており周囲に与える影響はないものと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、見積書、事業計画書、残高証明書、経済産業省の再生可能エネルギー発電施設の認定書、工事費負担金請求書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終わります。

議長

17番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。
	17番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。
	よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
議 長	整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。
	14番委員。
14番委員	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号4番について、去る2月13日、申請人NHさん立会のもと、11番委員、15番委員、私14番委員の3名で共同調査いたしましたので、私14番委員が報告いたします。</p> <p>申請人は、伊佐市菱刈川北にお住まいのNHさん、自治会は築地下であります。</p> <p>渡人は、伊佐市菱刈川北にお住まいのNHさん、自治会は築地下であります。</p> <p>本申請は親子により、使用賃借設定で、転用目的は牛舎及び資材置き場であります。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市菱刈川北字郷原、地目は田、地籍3, 137㎡で、農地区分は第1種農地集団性のある農地であります。</p> <p>申請地の位置は、築地交差点より西に200m位に位置しており、現況は一部牛舎と転作田であります。</p> <p>申請地の北、南・東、西側水田で有り周囲の用水路及び排水路は完備されており、周囲の農地におよぼす影響はないものと思われま。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、資金証明書等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終わります。</p>
議 長	14番委員の調査報告が終わりました。
	委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
	(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>14番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>2番委員。</p>
2 番 委 員	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号5番について、去る2月13日、行政書士T氏の立会のもと、6番委員、9番委員、私2番委員の3名で共同調査いたしましたので、私13番委員が報告いたします。</p> <p>譲り受人は、伊佐市大口小木原の株式会社Tであります。</p> <p>譲渡人は、大阪市東成区大今里西一丁目にお住まいのHFさん66歳であります。</p> <p>本申請は所有権移転売買で、転用目的は、太陽光発電施設であります。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市大口小木原字大丸、地目は畑、地積は1,298㎡であります。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。</p> <p>申請地の所在地は、春村公民館から北東に300m位に位置しており、東側は宅地、西側は宅地、南側は道路、北側は畑であり影響は与えないと思われます。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は210枚、太陽光発電量は50kwを予定しているそうです。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、見積書、事業計画書、融資証明書、経済産業省の再生可能エネルギー発電施設の認定書、工事費負担金請求書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、会社の定款、位置図、委任状等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について2名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>2番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
2番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。
9番委員。

9番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号6番について、去る2月13日、行政書士T氏の立会のもと、2番委員、6番委員、私9番委員の3名で共同調査いたしましたので、私9番委員が報告いたします。

譲り受人は、伊佐市大口小木原の株式会社Tであります。

譲渡人は、大阪市東成区大今里西一丁目にお住まいのHFさんです。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は、事業拡大のための資材置き場であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口小木原字大丸、地目は畑、地積は1,400㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、春村自治館から北東に300m位に位置しており、東側は宅地、西側は畑、南側は畑、北側は宅地であり影響は与えないと思われまます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、事業計画書、会社の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任除等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。

議長 9番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。
	9番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。
	よって整理番号6番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
議 長	整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。
	3番委員。
3 番 委 員	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号7番について、去る2月13日に申請人IHさん代理人司法書士のOIさん及び測量士のKさんの立会いのもと、4番委員、20番委員、私3番委員の3人で共同調査いたしましたので、私3番委員が報告いたします。</p> <p>申請人IHさんは、伊佐市大口元町に居住され、年齢は85歳、自治会は上元町であります。</p> <p>譲渡人KKさんは、伊佐市大口元町に居住され、年齢は63歳会社役員で、自治会は上元町であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口里字湯ノ上、地目は田、地積は1,039㎡であります。</p> <p>本申請は所有権移転売買で、転用目的は賃貸住宅及び駐車場の建設となっております。</p> <p>用途区分は市街化区域都市計画用途地域区域内農地第3種都市計画用途区域内であります。</p> <p>申請地の所在地は、大保川添クリニックの西側で、南、西側は田、東側は宅地、北側は市道を挟み住宅地で、周囲に与える影響は無いと思われれます。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、土地改良区の意見書、委任状等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。</p>
議 長	3番委員の報告が終わりました。
	委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
3番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号7番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請7件のうち許可及び諮問7件が決定しました。

議案第6号

議長 議案第6号 非農地証明願について、提案します。
整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員。

5番委員 議案第6号 非農地証明願のうち整理番号1番について、去る2月13日に、会長、16番委員、私5番委員3名で共同調査をいたしましたので5番が報告いたします。

申請人TTさんは、伊佐市大口篠原に居住され、自治会は大道で、年齢は72歳であります。

申請地は、伊佐市大口宮人字瀬戸口の2筆で、地目は田、地籍の合計は1,023㎡であります。

非農地となった時期、理由は、昭和63年4月より周囲の山の木が大きくなり、周囲の木が覆いかぶさり田んぼに日はあたらなくなり、鳥獣害被害が出て耕作出来なくなった。

申請地の位置は、崎山にあります第8分団消防詰所から東の方向に1キロ位行った所に位置し、周囲の状況は西側の道路を除いた他は全て山林となっております。

以上の状況から3名で協議しました結果、農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

		す。
議	長	5番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 5番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手、 よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。
議	長	整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。 13番委員。
13番委員		議案第6号 非農地証明願のうち整理番号2番について、去る2月13日に、申請人の弟さんのIMさん立会のもと8番委員、18番委員、私13番委員3名で共同調査をいたしましたので13番が報告いたします。 申請人のIMさんは、伊佐市大口青木に居住され、自治会は上青木中です。 申請地は、伊佐市大口青木字松尾原、地目は畑、面積は151㎡と、大口青木字スワ園、地目は畑、面積は203㎡の2筆です。 農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3名の調査委員とも判断をいたしました。 添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。
議	長	13番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 13番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委

員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手、
よって整理番号2番は、非農地証明が決定しました。

議 長

議案第6号 非農地証明願は、2件申請のうち、2件の証明許可が決定しました。

————— 議案第7号 —————

議 長

議案第7号 「農業委員会等に関する法律第6条第3項」の規定に基づき建議について提案します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局

先月の総会で農業委員さんに農家の皆さんの意見を聴き意見書の提出をお願いしまして、意見書を取りまとめて建議書(案)を作成いたしましたので協議下さい。

それでは、「建議」農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、担い手の減少、鳥獣被害による減収、耕作放棄地の増加など、多くの課題に直面しております。

今後、伊佐市の農地を守り、農業者の生産意欲を高め、農家の農業継続を図るため「農業委員会等に関する法律第6条第3項」の規定に基づき次のとおり建議します。

- 1、農家所得の向上、高齢化・担い手不足の対策を図ること
- 2、農業関係団体との連携を密にして生産指導の強化を図ること
- 3、農畜産物販売所の設置を検討し安心して安全な食料の供給確保を図ること
- 4、鳥獣被害防止対策の電気柵・ネット柵等の設置導入推進と捕獲システムの確立等新たな体制づくりを図ること
- 5、耕作放棄地対策を図ること

この5項目について詳細を報告いたします。

- 1、 農家所得の向上、高齢化・担い手不足の対策を図ること

米の概算金の大幅下落から、嘗てない程の低米価が見込まれ、農業に対する意欲減退と再生産が一層困難な状況になりつつあります。特に担い手農業者ほど影響が大きく緊急な対策が必要とされております。

また、伊佐米をブランド化するために、土壌診断に応じた肥料設計、農薬の使用基準、食味についても75点以上の設定が必要であると思

ます。

現在でも意欲ある農家は米以外にも野菜等の多様な生産を行うとともに、露地・施設栽培とそれぞれに工夫をしながら営農を継続しています。

高齢化、後継者不足等が深刻となっており、地域農業・農地を維持することが次第に困難になってきています。

このまま放置すれば、限界集落に成り衰退することが予想されます。集落がしっかり機能することが大事であり、地域の絆、協力が無ければ成り立ちません。

経営形態も大規模専業、中規模兼業、小規模自給型と様々ですが、農村は、農業者と地域に居住されている方々などが協力して守ってきたところであり、今後の農業・農村の姿を考慮すると非常に心許ない現状から、今しっかりしたビジョンのもと、農村と農業生産を維持してゆくために、地域の特性を活かした対策が一層重要となっています。

2、農業関係団体との連携を密にして生産指導の強化を図ること

土壌診断・肥料設計・使用農薬の選定・食味の判定等について作業する組織が必要であり行政・農協等で検討してもらいたい。

生産者も栽培履歴を記録し物語の出来る米作りが必要です。

伊佐市では、農産物に占める米のシェアが約7割と稲作に大きく依存していることから、収益性の高い園芸作物中心の生産構造への早期転換が農業所得の向上と経営の安定を図る事が鍵とされています。

農業者の経営と生活の視点に立った普及指導・支援のほか、農家の関心に応じた栽培研修、新規品目に取り組む農家のための栽培展示、土壌分析、生産・流通現場で発生するリスクの軽減のための経済実証、また融資制度などの経営情報や新技術情報の提供など関係機関と連携を取りながら機能の拡充を図っていただきたい。

3、農畜産物販売所の設置を検討し安心で安全な食料の供給確保を図ること

安心・安全で新鮮な農産物の需要やニーズを捉えた安定的な供給と生産の拡大、また品質の向上と生産技術向上のための施策に取り組み、関係機関と連携し販路拡大に向け消費者や実需者に対して今後も積極的にPR活動を展開し、消費者のニーズに応えられる農畜産物販売所の設置を検討していただきたい。

また、安心・安全な農畜産物を望む消費者ニーズが増大しており、伊佐市の重点野菜である【10品目】(根深ねぎ、かぼちゃ、水田ごぼう、にがうり、トマト、いちご、オクラ、しょうが、じねんじょ、ジャンボインゲン)などの農産物のブランド化が待たれるところです。

4、鳥獣被害防止対策の電気柵・ネット柵等の設置導入推進と捕獲シス

テムの確立等新たな体制づくりを図ること

農作物の大敵である有害鳥獣の被害防止対策につきましては、毎年、補助事業等の活用により、電気牧柵器及び罾の設置等に多額の予算を計上していただき、また、その普及や管理に関する知識の伝達等にご尽力いただいておりますことに、心より厚くお礼申し上げます。

現在の猟友会を主体とした捕獲体制では、捕獲推進に限度があると思われるため、更なる強化のために、隣接自治体及び農業者との連携や協力と捕獲システムの確立等、新たな体制づくりを要望いたします。

有害鳥獣関係の要望は、市民からも大変多いとは存じますが、農作物を守り、農業者の生活を守るための対策を切にお願いいたします。

5、耕作放棄地対策を図ること

耕作放棄地の増加が大きな問題となっています。

農業従事者の高齢化、農業生産物の価格の低迷等により農業が生業として成り立たないことを理由に後継者不足、山際に存する営農条件不利農地、有害鳥獣被害の有無など、地区ごとに状況は異なるが、耕作放棄地は病害虫の発生源や有害鳥獣の巣となり、農業生産への支障や集落の生活環境への悪影響が懸念されるため、早期の解消が求められています。

以上建議(案)を、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

事務局の報告のとおり、市長に建議としてすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手、

よって建議が決定しました。

建議が決定しましたので、2月24日に市長に建議してきます。

議 長

その他 事務局お願いします。

事 務 局

月例報告です。

最後のページになります。

2月分の月例報告です。

13日を中心に現地調査をやって頂きました。
本日20日が、第11回目の農業委員会の総会でございます。
26日が、2月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。
3月の行事予定ですが、13日を中心に現地調査をお願いします。
20日が、第12回目の農業委員会の総会になります。
26日が、3月の定例常任議員会議になります。
以上です。

議 長

その他、皆様はありませんか
(「なし」という声、多数あり。)

事務局 長

これで、平成26年度第11回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。一同礼。

終了時間 午前10時30分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 **会 長**

伊佐市農業委員

6 番委員

伊佐市農業委員

8 番委員